

札幌管第 2125 号
令和 3 年（2021 年）1 月 22 日

入札参加資格者 各位

札幌市長 秋元 克広

札幌市物品・役務契約における押印省略等の取組みについて

札幌市の物品・役務契約における事務手続きに際し使用する文書（以下「契約等文書」という。）について、電子メールの利用及びそれに伴う押印省略（以下「押印省略等」という。）の取組みを実施することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 押印省略等ができる主な契約等文書

- (1) 一般競争入札参加資格審査確認申請書
- (2) 入札等辞退届
- (3) 請書（発注担当部局が認めた場合に限る。）
- (4) 完了届
- (5) （企画競争等）参加意向（資格）申出書

※ 詳細は、案件毎の入札説明書等をご確認していただくか、調達案件の担当者にお問い合わせください。

2 押印省略等を行う際に必要な要件（次の(1)~(3)の全てを満たす必要があります）

- (1) 電子メールによる提出であること。
- (2) 札幌市競争入札参加資格に登録されている「見積依頼用メールアドレス（物品・役務）（以下「見積用アドレス」という。）」から送信すること。
- (3) 発注担当部局が指定しているメールアドレス宛てに送信すること。

※ 見積用アドレス以外のメールアドレスから送信された場合、再度、見積用アドレスから送信していただくか、押印した書面を提出していただく必要があるのでご注意ください。

3 取組み開始日

令和 3 年 3 月 1 日から開始いたします。

ただし、案件によっては押印省略等ができない場合もありますので、案件毎に担当者にご確認ください。

